

商品概要説明書 スーパー定期貯金＜単利型＞

(令和8年3月2日現在)

1. 商品名	・相続定期貯金「バトン」
2. 取扱期間	・令和8年3月2日 ～ 令和9年2月26日
3. ご利用いただける方	・個人
4. 対象資金	・相続手続き完了後1年6ヶ月以内に、相続により取得した資金 ・当組合以外の金融機関にて相続手続きを行った資金については、次のいずれかにより相続による所得を確認する。 ①遺産分割協議書の写し ②金融機関に提出した依頼書の写し ③戸籍謄本の写し、被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し ④遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの）の写し、被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し ⑤その他相続の事実が確認できる書類
5. 預入期間	・定型方式 1年、3年 ・預入時のお申出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100万円以上、相続金額範囲内 ・1円単位
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の店頭表示金利に下記の金利を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ①預入期間1年 店頭表示金利+0.35% ②預入期間1年 店頭表示金利+0.55% (年金予約、年金受給、給与振込のいずれかの契約者) ③預入期間3年 店頭表示金利+0.50% ※上記上乗せ金利は初回満期日までの適用となります。満期日以降は解約、書替継続した日における店頭表示金利により計算いたします。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせ下さい。
9. 手数料	—

10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）1年ものの定型方式 ① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% （2）3年ものの定型方式 ① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% ③ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% ④ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% ⑤ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% ⑥ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×90% ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
11. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
12. 貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は、当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
13. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店（所）または管理部総務課（電話：0266-57-8000）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A管理部総務課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

	・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
1 4. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率が適用されます。

※ お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 信州諏訪

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜複利型＞

(令和8年3月2日現在)

1. 商品名	・ 相続定期貯金「バトン」
2. 取扱期間	・ 令和8年3月2日 ～ 令和9年2月26日
3. ご利用いただける方	・ 個人
4. 対象資金	・ 相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金 ・ 当組合以外の金融機関にて相続手続きを行った資金については、次のいずれかにより、相続による所得を確認する。 ①遺産分割協議書の写し ②金融機関に提出した依頼書の写し ③戸籍謄本の写し、被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し ④遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの）の写し、被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し ⑤その他相続の事実が確認できる書類
5. 預入期間	・ 定型方式 3年 ・ 預入時のお申出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 100万円以上、相続金額範囲内 ・ 1円単位
7. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。 ・ 一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
8. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の店頭表示金利に下記の金利を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ①預入期間3年 店頭表示金利+0.50% ※上記上乗せ金利は初回満期日までの適用となります。満期日以降は解約、書替継続した日における店頭表示金利により計算いたします。 ・ 満期日以後に一括して払い戻します。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
9. 手数料	—
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 3年ものの定型方式 ① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% ③ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50%

	④ 預入期間が1年6月以上2年未満の場合 約定利率×60% ⑤ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% ⑥ 預入期間が2年6月以上3年未満の場合 約定利率×90%
1 1. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
1 2. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は、当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
1 3. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支店(所)または管理部総務課(電話:0266-57-8000)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A管理部総務課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
1 4. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率が適用されます。

※ お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A信州諏訪

商品概要説明書

大口定期貯金

(令和8年3月2日現在)

1. 商品名	・ 相続定期貯金「バトン」
2. 取扱期間	・ 令和8年3月2日 ～ 令和9年2月26日
3. ご利用いただける方	・ 個人
4. 対象資金	・ 相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金 ・ 当組合以外の金融機関にて相続手続きを行った資金については、次のいずれかにより、相続による所得を確認する。 ①遺産分割協議書の写し ②金融機関に提出した依頼書の写し ③戸籍謄本の写し、被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し ④遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの）の写し、被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し ⑤その他相続の事実が確認できる書類
5. 預入期間	・ 定型方式 1年、3年 ・ 預入時のお申出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
6. 預入方法	
（1）預入方法	・ 一括預入
（2）預入金額	・ 1, 000万円以上、相続金額範囲内
（3）預入単位	・ 1円単位
7. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利 息	
（1）適用金利	・ 預入時の店頭表示金利に下記の金利を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ①預入期間1年 店頭表示金利+0.35% ②預入期間1年 店頭表示金利+0.55% （年金予約、年金受給、給与振込のいずれかの契約者） ③預入期間3年 店頭表示金利+0.50% ※上記上乗せ金利は初回満期日までの適用となります。満期日以降は解約、書替継続した日における店頭表示金利により計算いたします。
（2）利払頻度	・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。
（3）計算方法	・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
（4）税金	・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
（5）利情報の入手方法	・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
9. 手数料	—

10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・次のAまたはBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。 － A － （1）1年ものの定型方式 ① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% （2）3年ものの定型方式 ① 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年6か月未満の場合 約定利率×30% ③ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×40% ④ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×60% ⑤ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×80% － B － $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ （注）基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。詳しくは、窓口におたずねください。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
11. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
12. 貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
13. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または管理部総務課（電話：0266-57-8000）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA管理部総務課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）

	第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
14. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率が適用されます。

※ お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ信州諏訪